

奄美大島におけるミカンコミバエ種群の早期根絶に向けた取組支援の強化等を求める意見書

奄美大島においては、重要害虫であるミカンコミバエ種群の継続した誘殺が確認されたことから、平成27年12月13日から植物防疫法に基づく緊急防除が実施され、まん延防止と早期根絶のための防除対策、ポンカン、タンカン等寄主果実の島外への移動制限や廃棄処分が行われている。

今回の緊急防除による影響は、地域農業のみならず、流通業、販売業、加工業などを含む奄美地域経済全体に影響を与えるものであり、早期根絶は地域住民全体の願いである。

県は、市町村や関係機関と連携して根絶に向けて徹底した防除作業を行っているが、根絶後も侵入防止強化の観点から通常時の侵入警戒態勢の強化など、見直しも必須である。

よって、国におかれては、下記の事項に取り組みされるよう強く要請する。

記

- 1 ミカンコミバエ種群根絶に向けて、防除及び寄主果実の除去が迅速に進むよう、県及び市町村並びに生産者への支援を強化すること。
- 2 誘殺が確認された場合は、直ちに航空防除を実施するなど、より効果的な初動防除対策を検討すること。
- 3 通常時においても、トラップでの侵入警戒に加え、ミカンコミバエ種群の飛来が懸念される時期及び地域には、誘殺板（テックス板）を設置するなど侵入防止の強化を図ること。
- 4 流通業者、販売業者、加工業者など緊急防除により影響を受けた事業者への支援を強化すること。
- 5 上記対策を実施するための財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財 務 大 臣 殿
農林水産大臣
経済産業大臣